

三木市記者発表資料 (令和4年1月25日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 総務課	課長 藤原健二 (内線 2440)	文書・統計係	0794-82-2000 (内線 2443)

タイトル																																							
9割の申請書類等で押印を省略																																							
内 容																																							
<p>市の手続きにおける申請書等の押印のうち、市の規則等に定めがあるもので、押印を省略可能なものについて、2月1日(火)から押印を省略できることとしました。</p> <p>1 廃止日 2月1日(火)</p> <p>2 対 象 市民や法人等の団体が市に提出する申請書等の押印のうち、市の規則等に押印の定めがあり、省略可とするもの 1,543 件</p> <p>○ 押印見直しの全体像</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>押印の廃止(又は省略可)・継続の別</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>押印を廃止(又は省略可)とするもの</td> <td>1,802</td> <td>92.1%</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日に廃止したもの(法令等に根拠のない押印)</td> <td>235</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>令和4年2月1日に省略可とするもの (市の規則等に根拠のある押印)</td> <td>1,543</td> <td>78.8%</td> </tr> <tr> <td>議会、選管、固定審の規則等に根拠があり、少数のため省略ではなく、改正により廃止するもの(2月1日以降順次改正)</td> <td>14</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>市の条例に根拠のある押印(3月議会にて条例改正により廃止予定)</td> <td>10</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>押印を継続するもの</td> <td>155</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>国・県の法令等に根拠があるもの</td> <td>28</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>契約書(請書、協定書等、契約書に類するものを含む。)</td> <td>45</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>実印、銀行印等の登録印を要するもの</td> <td>56</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>健保組合等、手続きに関連する他団体が押印を求めているもの</td> <td>7</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>押印以外に本人確認の手段に乏しい等、その他の理由によるもの</td> <td>19</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>見直し対象文書 合計</td> <td>1,957</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	押印の廃止(又は省略可)・継続の別	件数	割合	押印を廃止(又は省略可)とするもの	1,802	92.1%	令和2年10月1日に廃止したもの(法令等に根拠のない押印)	235	12.0%	令和4年2月1日に省略可とするもの (市の規則等に根拠のある押印)	1,543	78.8%	議会、選管、固定審の規則等に根拠があり、少数のため省略ではなく、改正により廃止するもの(2月1日以降順次改正)	14	0.7%	市の条例に根拠のある押印(3月議会にて条例改正により廃止予定)	10	0.5%	押印を継続するもの	155	7.9%	国・県の法令等に根拠があるもの	28	1.4%	契約書(請書、協定書等、契約書に類するものを含む。)	45	2.3%	実印、銀行印等の登録印を要するもの	56	2.9%	健保組合等、手続きに関連する他団体が押印を求めているもの	7	0.4%	押印以外に本人確認の手段に乏しい等、その他の理由によるもの	19	1.0%	見直し対象文書 合計	1,957	100.0%
押印の廃止(又は省略可)・継続の別	件数	割合																																					
押印を廃止(又は省略可)とするもの	1,802	92.1%																																					
令和2年10月1日に廃止したもの(法令等に根拠のない押印)	235	12.0%																																					
令和4年2月1日に省略可とするもの (市の規則等に根拠のある押印)	1,543	78.8%																																					
議会、選管、固定審の規則等に根拠があり、少数のため省略ではなく、改正により廃止するもの(2月1日以降順次改正)	14	0.7%																																					
市の条例に根拠のある押印(3月議会にて条例改正により廃止予定)	10	0.5%																																					
押印を継続するもの	155	7.9%																																					
国・県の法令等に根拠があるもの	28	1.4%																																					
契約書(請書、協定書等、契約書に類するものを含む。)	45	2.3%																																					
実印、銀行印等の登録印を要するもの	56	2.9%																																					
健保組合等、手続きに関連する他団体が押印を求めているもの	7	0.4%																																					
押印以外に本人確認の手段に乏しい等、その他の理由によるもの	19	1.0%																																					
見直し対象文書 合計	1,957	100.0%																																					

3 対象文書の例

- (1) 各種行政サービスの利用登録申請書
- (2) 各種補助金、助成金の申請書
- (3) 各種事業や工事の届出書

4 その他

- (1) 押印を省略可とした文書に押印した場合でも同様に取扱います。
- (2) 対象の文書では、申請書等の様式に押印欄や㊟マークがある場合でも、押印を省略して使用することができます。
なお、一部の文書では、代わりに署名(自署)を求めるものがあります。
- (3) 市の条例に定めのあるものについては、3月議会で条例改正の上、廃止する予定です。

セールスポイント

今後も手続きにおける皆様の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政サービスの効率的・効果的な提供に努めます。